

第 4 回

檜山北部 3 町合併協議会会議録

日 時 平成 16 年 5 月 28 日（金） 13 時 30 分

場 所 北檜山町健康センター

第4回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成16年5月28日(金) 13:30~15:51 場所:北檜山町健康センター

1. 会議録署名委員の指名について
付議事件の報告
2. 報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告について
3. 議案第1号 新町建設計画策定小委員会運営要綱について
(新町建設計画小委員会委員指名)
4. 協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
5. 協議第8号 地方税の取扱いについて
6. 協議第9号 一般職員の身分の取扱いについて
7. 協議第12号 条例、規則等の取扱いについて
8. 協議第15号 慣行の取扱いについて

○出席委員

大成町

副会長 花田千賀志 委員 大野忠勝 委員 佐々木陸郎
委員 濱口敬子 " 朝倉満

瀬棚町

副会長 平田泰雄 委員 柳田真 委員 濱口勝利
委員 桜井明雄 " 用名要一 " 新保静夫
" 工藤芳江

北檜山町

会長 内田東一 委員 斎藤洋一郎 委員 酒井誠一
委員 真柄克紀 " 中山修身 " 石川文枝
" 中島勝則

○第8条第2項委員

檜山支庁 小田千秋

○欠席委員

委員 高畑 實(大成町)

” 成 田 直 彦 (”)

○幹 事

幹 事 長 福 島 一 臣 副 幹 事 長 小 林 義 悦 幹 事 越 野 邦 夫
幹 事 碓 谷 恵 一 幹 事 水 野 幸 雄

○協議会事務局

事 務 局 長 道 高 勉 事 務 局 次 長 駒 谷 正 義 事 務 局 次 長 成 田 円 裕
書 記 小 板 橋 司

開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

それでは、定刻でございます。大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございますございました。

それでは、ただいまから、第4回の檜山北部3町合併協議会を開催いたします。

会長あいさつ

(道高事務局長)

開会に当たりまして、協議会会長であります内田北檜山町長よりごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

皆さん、どうもこんにちは。大変ご苦労さまでございます。今日は月末であり、そしてまた皆様方には何かと公私ともに大変お忙しいところを、本日の第4回の北部3町の合併協議会にご出席をいただきましたことを改めてお礼を申し上げます。

今4回目を迎えたわけでございまして、ようやく各町一巡をいたしまして2巡目入ったわけでございます。現在のところ、皆様方のご協力によりまして、今日までいろいろと協議してまいりましたけれども、その中でいろいろ議論をいただきましたけれども、最終的には皆様の合意を得て、今日まで大過なくといたしますか、そうした中で進んできておりますことにつきましても、改めて皆様方にお礼を申し上げたいと存じます。

これは、本当に3町にとって、多くの町民の皆様にとっても大変また関心があり、そしてまた一面では期待をするところもあろうかと思えます。そんな中で、これからの協議につきましても、先をあせらずにじっくりと一つ一つ討議をしていただいて、そしてまた大勢の各町の町民の皆様方に、本当に信頼をしていただき、そしてまた安心していただけるような、そういう協議会に取り組んでまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

本日も、お手元の方にあります報告第1号から協議第15号までの8件の案件がございます。どうかひとつ、これから皆さん方のよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、初めに規約第10条第1項によりまして、会議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は20名、そのうち代理出席が1名ということでございます。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(内田会長)

それでは、これより本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力をお願いいたします。

会議録署名委員の指名

(内田会長)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によって、桜井明雄委員と佐々木陸郎委員を指名いたします。

付議事件の報告

(内田会長)

続いて、付議事件の報告を事務局からいただきます。

(道高事務局長)

それでは、きょうお手元に差し上げました議事日程の2枚目をお開きいただきたいと思います。
第4回檜山北部合併協議会付議事件報告でございます。

1. 会長から報告及び提案があった事件は次のとおりである。

報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告について

議案第1号 新町建設計画策定小委員会運営要綱について

以上のとおり報告する。平成16年5月28日、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

以上でございます。

報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告について

(内田会長)

それでは、事務局から報告第1号の議案について朗読をいただきます。

(道高事務局長)

議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告について。

新町名候補選定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告の提出があったので報告する。平成16年5月28日、檜山北部3町合併協議会会長。

以上でございます。

(内田会長)

それでは続いて、新町名候補選定小委員会委員長の花田副会長より、第1回新町名候補選定小委員会の経過について報告をしていただきたいと思います。花田委員長、よろしくお願いします。

(花田委員長)

それでは、私から委員長の立場として、平成16年5月18日に開催されました第1回新町名候補選定小委員会において協議されました経過内容につきまして、ご報告を申し上げたいと存じます。

協議いたしました経過内容につきましては、お手元の議案の3ページ、これによりまして報告させていただきます。

まず、1の小委員会の開催日時についてであります。前段申し上げましたように、平成16年5月18日午後3時から午後5時までの2時間にわたって北檜山町役場第1委員会室において、出席委員が10名、うち代理出席が1名でございました。

次に、協議内容についてであります。1番目に委員長及び副委員長の互選を行いまして、指名推選によりまして委員長には私、花田と副委員長には瀬棚町議会議長の柳田議長さんがそれぞれ選出されたところであります。

続いて、新町名の候補の選定方法についてを議題といたしまして、候補の選定方法に当たっては、公募で選定する方法と公募以外の方法で選定する方法があるわけですが、協議によりまして、公募で選定する方法に決定したところでございます。

議題3番目の新町名募集要領につきましては、お手元にごございます別紙資料「新町名候補選定小委員会の経過報告資料」でございますが、そのお配りした資料の1ページから2ページのとおり、公募の目的、公募の内容、公募の方法、公募期間、広報活動、応募作品の位置づけ、新町名の決定方法などについて定めることに決定いたしました。

各項目の概略を申し上げますと、公募の目的では、住民の合併に対する関心の喚起を図ることなど、4点について定めたところでございます。公募内容では、新町にふさわしい町名を公募することとして、現町名を含めての公募にしようということでございます。公募の方法ですが、応募資格を3町の住民の方と3町の出身者またはゆかりのある方としたところでございます。応募作品は1人につき1点のみとして、応募はがきなどにより事務局に出していただいて、そして年齢制限を設けないことにしたところでございます。

そして、公募期間については、事務の準備期間を考えて8月10日までと、約40日間の予定を考えております。広報活動として、募集は協議会だよりやホームページ、新聞など、広報活動を展開していきたいということでございます。また、新町名の決定方法ですが、この小委員会で選定基準を定めて、その基準に基づき応募作品の中から新町の名称としてふさわしい候補名を5点から10点程度選定し、これを協議会に報告して、協議会での協議により新町名を決定するという方法にいたしましたところでございます。そして、新町名の選定基準については、当小委員会において別に定めるということを明文化したところであります。

続いて、議題4番目の新町名候補選定基準についてであります。資料の3ページのとおり、選定基準、選定方法、応募作品の修正、選定に当たっての留意点について定めたところでございます。

が、選定基準に当たっては、新町名の候補は、漢字、ひらがな、片仮名により表記された読み書きが容易な名前があることと、地域のイメージや歴史、文化にちなんだ名前など七つの条件のうち、一つ以上の条件を満たしている名前としております。

選定方法については先ほど申し上げましたとおりですが、選定に当たっての留意点としては、新町名の候補の選定や決定に当たっては、応募数の中で一番得票数の多い順位にはとらわれないものとするということをここできちんと明文化したところがございます。そして、選定に当たっては、その名称を応募した理由について十分留意することとしております。

続いて、議題5番目の新町名候補選定スケジュールについてでございますが、資料の4ページのとおり、6月に募集準備を事務局で行いまして、7月1日から8月10日までの40日間公募をすることとしております。8月下旬には応募作品を集計、整理いたしまして、9月にはその応募作品の中から小委員会で5点から10点ほど候補を選定して、協議会に報告して、最終的に協議会において新町名を決定していただく予定となっております。このスケジュールについて決定をいたしましたところでございます。

続いて、議題6番目の新町の名称募集チラシについてであります。資料の5ページから11ページのとおり募集チラシを作成いたしまして、3町の住民の方々に対しまして、各町の例えば連絡員の方々などを通じまして配付をしていくこととしました。応募は、チラシの専用応募はがきのほかに官製はがきやファクス、メールでも応募できることとしております。

出身者やゆかりのあるの方々に対しましては、ホームページや新聞、例えばふるさとの会の会員などに広報活動を行うことといたしているところでございます。

また、協議議題のほかに、委員の方から郡の名称についても協議してはどうかと提案が出されまして、この件については、協議会から小委員会の方に付託された案件外であります。小委員会運営要綱第2条第3号の規定に、「その他新町名に関して必要な事項」ということがございます。そのことで協議ができるとの条項を踏まえまして、郡の名称問題についても、同小委員会において協議、検討を行っていくこととしたところでございます。

以上のとおり、第1回目の新町名候補選定小委員会で協議された経過について報告をさせていただきます。終わります。

(内田会長)

どうもありがとうございました。

委員の皆さん方に、まだここ冷房がありませんので、もし暑いようでしたら上着を脱いでも結構でございますので、お願いいたします。

それでは、ただいま5月18日に開催されました第1回の新町名候補選定小委員会における協議内容について、経過報告を花田委員長よりしていただきましたが、報告事項全般について何か委員の皆さん方からご意見があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(桜井委員)

今説明を受けたのですが、1ページの応募資格のところなのですが、①が年齢を問わずということなのですが、私は年齢を問わずということになると、この新町名の理由も述べるところもござい
ますし、その辺を勘案しますと、年齢を問わずとなるとゼロ歳からですから、その辺の何か線引き
も必要なのかなというような気はしないではないのですが、その辺の経過をもう一度詳細にちょっ
と報告していただければよろしいのですが。

(花田委員長)

今、桜井委員さんからご質問のその向きは、当然小委員会でもこのものは出ました。そのときの
議論の中で、恐らくゼロ歳とか1歳とかそういう年齢のことまでは、私たちはその年齢制限なしと
いうところに及んでいませんけれども、では小学校1年生でいいのかどうか。そうしたら幼稚園の
子供さんでも、今感性とても豊かな方々もおいでになりますし、また親子でお話をして、やっぱり
そのものの中にも自分の期待というのでしょうか、そういうことが出てくると。そんなことで、恐
らく年齢制限というのは下の方を指して皆さんがお考えになるだろうと思いますが、あえてそこを
縛るといのはどうかなと、こういうことで、恐らくみずからの意思を表現できる、そういう年齢
が極めて低くてもそれは参加していただける、こういう期待をしてそういうことに至った、こうい
うことをご理解をいただきたいと、このように思います。

(内田会長)

今、年齢制限についてのことでご意見がありました、ほかに皆さん方の方から何かございませ
んでしょうか。どうかひとつ自由にご発言をいただきたいと思います。

(桜井委員)

とても意思もわかるし、大きな範囲でそれを広めたということになるのだと思うのですが、これ
からの新町名も含めていろいろな部分で、新町の建設ももちろんどういう内容になるかということ
に入ってきますけれども、この新町名に関しても非常に重大な部分だと思いますので、ある程度責
任を持てるというか、その辺の年齢的な部分を勘案して、例えば今小委員会の委員長の花田さんが
言ったように、例えば小学校以上とか、私はその辺の線がどうなのかなという気がしておりました。
その辺もちょっと皆さんのご意見も聞きたいというところです。私の意見もそうですけれども、皆
さんのご意見も実は聞きたいところだと思っています。

(内田会長)

今お聞きのように桜井委員の方から、ある程度の年齢制限というのは必要でないかというような、
そんなご意見でございませけれども、その他委員の皆さん方に何かご意見ございませんでしょうか。

(齊藤委員)

今の年齢の制限の件だけなのですが、全体には私これでいいのではないかと思うのですけれども、

年齢制限は今、委員の方からいろいろ意見出ていますけれども、私は制限なしでいいのではないかと思います。これは幅広く常識的に3歳や4歳でそういうこともちょっと考えにくいし、別にそれまでこだわらなくてもいいのではないかと私は思います。

(内田会長)

大成側の委員さんの方で何かございませんか。
佐々木委員。

(佐々木委員)

結論は私もこだわらなくて結構だと思います。それで、常識的にいって、そういう幼児の段階から来るとは考えられません。恐らく合併の問題については、子供さん方もいろいろこれからの問題としてそれぞれの形で受けとめることだと思う。この問題を通じて、家庭で親子で新しいまちの名前どうしたらいいだろうかと、そういう議論の中でまたそういう応募が出てくると思うのです。そういうことで私は必要ないのではないかと思います。

(内田会長)

桜井委員さん、今お二人の方から、別に制限する必要ないのではないかと、そういうことによってそれぞれ家庭内のいわゆるコミュニケーションとかそういうのができると。そういう形でいいのではないかというようなご意見ですけれども、どうでしょうか。よろしいでしょうか。
そのほかにごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

なければ、報告第1号については、承認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、承認をすることに決定をいたしました。

議案第1号 新町建設計画策定小委員会運営要綱について

(内田会長)

日程第3、議案第1号 新町建設計画策定小委員会運営要綱についてを議題といたします。
事務局より議案の内容の説明をいたさせます。

(駒谷事務局次長)

議案の説明をさせていただきます。事務局の駒谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

4ページでございます。議案第1号 新町建設計画策定小委員会運営要綱について。

檜山北部3町合併協議会規約第11条第2項の規程に基づき、新町建設計画策定小委員会運営要綱を別紙のとおり定める。平成16年5月28日提出、檜山北部3町合併協議会会長でございます。

次に、5ページ目でございます。要綱の内容についてご説明させていただきます。

第1条では、ただいま申し上げましたように、檜山北部3町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、新町建設計画策定小委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、所掌事務の関係でございます。委員会は、大成町、瀬棚町及び北檜山が合併した場合における新町のまちづくりプラン（新町建設計画）の作成について、協議または調整することを定めるものでございます。

第3条の関係では、組織の関係でございます。協議会委員のうち、次に掲げる者をもって組織するというので、1号では、関係町の長、2号では議会の議長または議会の議員各町1名、3号では、町民代表各町1名、4号で檜山支庁地域政策部長の合計10名で構成することとしております。

第4条の関係では、委員会に委員長、副委員長をそれぞれ1名ずつ置くと定めるものでございます。第2項では選任の方法でございますが、委員の互選により選出するというのでございます。

第5条は、会長、副会長の職務の関係を定めているものでございます。

第6条につきましては会議の招集の関係、第7条につきましては報告の関係でございます。小委員会の協議または調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

第8条につきましては庶務の関係、第9条は委任の関係でございます。

附則におきまして、この要綱は平成16年5月28日、本日から施行すると定めているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

ただいま駒谷事務局次長の方から、新町建設計画策定小委員会の運営要綱についての内容の説明がありました。

この運営要綱につきまして、皆さん方向かご質問あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、質問がないようでございますので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、原案のとおり決定をいたします。

それでは、ただいま決定いたしました新町建設計画策定小委員会運営要綱第3条の規定に基づきまして、各町から3名ずつの委員を会長が指名をいたしたいと存じます。

なお、小委員会委員の指名については、小委員会設置規程第3条の規定に基づきまして、協議会の会長が指名することになっているところでございます。

それでは、各町ごとに指名をいたします。

大成町からは花田副会長、大野委員、朝倉委員。瀬棚町からは平田副会長、濱口委員、用名委員。北檜山町からは私内田と斉藤委員、中山委員の9名と檜山支庁地域政策部長の小田委員をそれぞれ指名させていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

なお、ご指名いたしました委員の名簿をただいま事務局から配付をいたさせます。

(名簿配付)

(内田会長)

それでは、ただいま小委員会の名簿を委員の皆さん方にお渡しをいたしました。

協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(内田会長)

続きまして、日程第4、協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7)。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い。

調整の内容、新町に一つの農業委員会を置き、農業委員会の選挙による委員であった者は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1年間引き続き新町の農業委員会の委員による委員として在任する。合併後の選挙委員の定数は、法定定数とする。

平成16年5月28日提出。檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。議案の7ページをお開き願います。

まず初めに、基本的な考え方ですが、新設合併の場合は、合併より3町の法人格が消滅するため、

原則として農業委員会のすべてが身分を失うこととなります。このため、農業委員会等に関する法律などの規定に基づき、選挙を行うのか、それとも合併特例法の規定による在任特例を適用させるのか、さらには農業委員会等に関する法律の規定による農業委員会を二つ以上とする規定を適用させるかなどを協議しなければなりません。

次に、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い方法につきましては、新町に一つの農業委員会を置く場合と、二つ以上の農業委員会を置く場合に分けて掲載をしております。

まず初めに、新町に一つの農業委員会を置く場合がございますが、原則としまして合併特例法を適用しない場合がございます。選挙による委員選任方法としましては、合併関係町の農業委員はすべて失職しますので、新たに選挙をすることとなります。定数は3町の場合、10人から20人の範囲で条例で定めることとなります。任期は新町設置の日から3年となります。また選任の委員は新たに選任をしなければなりません。

在任特例は、合併特例法第8条を適用する場合があります。選挙による委員の選任方法としまして、合併関係町の協議によりまして引き続き在任することができます。定数は、10人以上80人以内で協議により定めることとなります。任期は新町スタートから1年を超えない範囲で協議により定める期間となります。また、選任の委員は、原則と同様に新たに選任することとなります。

8ページをお開き願います。新町に二つ以上の農業委員会を置く場合がありますが、従前の区域と異なる区域ごとに置く場合と従前の区域ごとに置く場合に分けて掲載をしております。

まず初めに、従前の区域と異なる区域ごとに置く場合がありますが、原則につきましては、選挙による委員の選任方法等は、委員会ごとに新たに選挙をすることとなります。定数、任期、選任の委員の取扱いは、新町に一つの農業委員会を置く場合の原則と同様となるものであります。

在任特例とは申しますと、選挙による委員は委員会ごとに在任をします。定数、任期、選任の委員の取扱いは、新町に一つの農業委員会を置く場合の在任特例と同様となるものであります。

次に、従前の町の区域ごとに置く場合がございますが、農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用することとなります。選挙による委員の選任方法とは申しますと、旧町ごとの委員はそのまま在任します。定数は従前の委員会の定数となります。任期は合併前の任期がそのまま適用されることとなります。選任の委員は申しますと、選挙による委員と同様にそのままこの場合は在任することとなります。

農業委員会の設置基準といたしまして、二つ以上の農業委員会を置く場合というのがございます。これにつきましては、行政面積が2万4,000ヘクタール以上、または農地面積が7,000ヘクタール以上の条件がありますが、3町の農地等の現況にもありますとおり、3町合併の行政面積がこの条件を超えておりますので、二つ以上の農業委員会を設置することは可能となります。ただし、農業委員会等に関する法律施行令第5条に、選挙区の基準がありまして、その選挙区は農地面積500ヘクタール以上、基準農業者数が600人以上となるようにしなければなりません。現状では選挙区基準を超えている町がありませんので、二つ以上の農業委員会を置く場合は、農地面積、農業者数などの条件を整えるために、農業委員会区域の変更をしなければならないこととなります。

本日、差しかえ分として配付しております資料、1枚もので差しかえがでございます。その9ペ

ージをごらんいただきたいと思います。5に、合併後の農業委員の構成がございます。こちらの方は一つの農業委員会を設置した場合における原則と在任特例による委員の定数などを3町の場合として掲載をさせていただいたところでございます。

原則では、選挙による委員は10人から20人の範囲で定めることとなります。選任の委員は、議会推薦が5人以内、農業協同組合推薦が農協ごとに各1名、農業共済組合推薦が1名の合計8人以内で選任することとなります。

在任特例では選挙による委員は現行の30人が引き続き在任します。選任の委員は原則と同様に新たに選出しますので、同様計8人以内で選任することとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

ただいま協議案内容説明が終わりました。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、調整内容案を示したところでございますが、ただいまより皆さん方のご意見を伺いたいと思います。どなたかご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

柳田委員。

(柳田委員)

区域を分けて二つ以上の委員会を置く場合ということについて、もう少しその内容を詳しく教えていただきたいと思うのですが。

(成田事務局次長)

それでは、8ページをちょっとお開き願いたいと思いますけれども、8ページの下段の方に、3町の農地等の現状がございます。それで、区域を二つに分けるには一つには条件がございます。一つがまず行政面積でございます。これが2万4,000ヘクタール以上ということでございますので、3町の行政面積を足しますと6万3,863ヘクタールということで、その基準を超えております。それで、もう一つが農家数なのですが、これが選挙区を置く場合には、実際には基準農業者数が600人以上となるように置かなければならないというようなことでございますので、この基準農業者数は農業センサスによる農業者数ということになっております。それを3町で合計しますと、674人しかいないのです。ですから、二つの農業委員会を置くにしても、明らかにその基準をクリアできていないというようなことなのです。行政面積上は置けるのですけれども、農業者数の中では、置くことが不可能なのです。となれば、これを見ていただければ、例えば北檜山町さんが農業者数が400あります。この400に例えば瀬棚町さんが62を足して大成町の一部を足して、600の農業委員会をつくらなければならないというようなことになりますので、明らかに現実的なものではないというようなことなのです。

以上でございます。

(内田会長)

よろしいですか。

真柄委員。

(真柄委員)

今の農業委員会の特例の審議の前に、これは私一つ心配というか、余計なことかもしれないのですが、農業委員会の現状の仕事の内容、その他含めて、今各町に置かれている農業委員会の位置づけというものをしっかりともう一度確認しないと、ただ今言う公職選挙法の中で選ばれているので、農業委員会をどうするという前に、私は一度ここでそういう現状また重要度を含めて説明していただいて、農業に関係している議員の方はわかると思いますけれども、ほとんど一般のまちの方々の中にはその中身について認識できない部分というのがあると思うので、一度そこをできればそういう現状を説明していただいて、再度そういう中で議論に入っていった方がいいのではないかなという気がしますが、いかがでしょうか。

(内田会長)

それでは、現状はどうか、農業の実態ということでございますけれども、私も百姓やっていますものですから、今一番やっぱりこれからの農業委員のいわゆる役割、仕事というものは、これからご承知のとおり、北檜山町については400の戸数があるわけでございますけれども、これはこれからふえる可能性というのはございません。これは年々減少していくということが目に見えている。それはなぜかという、いわゆる経営者が高齢化しているというようなことから、そういう中でこれからふえる可能性はないと。そうすると、これから農地の流動化といいますか、そういうものがかなりふえてくるのではなからうかというようなそういう思いがするわけです。そうすると、やはりこれからの農業委員の役目というのは、かなり重要になってくるのではなからうかというふうに思うわけです。でありまして、これからはそうした面に農地の集約、あるいはまた移動その他について、ご案内のとおりそれぞれの町村でも毎回そうした移動が多くなっているというのは、議員の皆さん方も、農業委員会はもちろんのことですけれども、そういう状況というのはまさしくそういう実態になっているわけです。したがって、やはりこれらの農業委員会のこれからの仕事というものは大変重要になってくるというふうに、私はそういうふうに理解をしておるところでございます。

(真柄委員)

それで、私もちょっと各北檜山町は特に、瀬棚町もそうですけれども、相当ここ一、二年でパワーアップ事業という形で後継者に対してきちっとした財産を残すという意味で、土地の集約化なりこういう形、大成は大成でまた違う形で進んでいる。これもある程度任期のある、18年までの任期の中でどんどん進んでいますね、仕事が。そういう中で今言われるとおりに、高齢者というか、その流動化、国の方でも大型化と流動化をしなければ、農業の地域として成り立っていかないという

中で、この農地の流動化というのが各3町にとっても本当に大事な問題だと私も思います。そういう中で私も農家の人方と話をしてみると、大体集約して来年の、農業の場合には1年1回の作付というのがありますから、実際の農業形態を移譲するなりなんなりするといったら、やっぱり1年とか半年とかでなかなかできないという声も聞くのです。だから、その辺を含めて、私はできれば、ざっくばらんにあれですけれども、大体のこの調整内容でよろしいのではないかなという気がしますけれども、ただ一つその中でも、ここの中だけではなくて農業委員会の選任についてもいろいろ、できれば前に議員定数の方でも小委員会をつくっていますので、その辺のところも公職選挙法の関係やなんかと一緒に議論できるのではないかなという気もしますので、その辺も含めて検討していただけたらいかかなと、私個人的に思いますけれども。

(内田会長)

今、真柄委員の方から、これらについてもやはり重要な問題でありますので、いわゆる議員の特例の問題もございまして、あわせて慎重に審議をしていった方がいいのではないかなというように、そういうご意見ですけれども、その他の委員の皆さん方、何かありますか。

中島委員。

(中島委員)

今いろいろの意見があって、農業委員というのは重要だということはよくわかったのですが、今ここにありますように、一つのまちには一つの農業委員会、そして原則を使って20人を選挙をしてもらうということになると、今までより議員が減るわけです。それで即9月に選挙になったとき、新しいまちができスタートをしたときに、町長さんも1人です。そのときに一緒に農業委員さんも選挙をしてもらうと、そういう形で。たまたま今日の新聞、道新ですが、隣町でも20人定員とすると、そして即やると新聞にちらっと出ていました。これは隣町のことで、それはそれでいいのですが、うちのまちもこれはなかなか大変なことだと思うのです。財政的にも。ですから、これはやっぱり委員さんあるいは議員さんもそうなのでしょうけれども、これはなかなか身分に関することで大変だと思うのですが、今真柄さんも言ったように、もしできれば私の意見としては即20人にしてもらって、プラス8人をして、即9月からやってもらうと、そういうことですが、このことについて同じようにやはり小委員会の中で少しもんでもらって、また協議会に戻ってもらうと、そういう形にしてもらいたいということでございます。

(内田会長)

酒井委員。

(酒井委員)

委員会で協議というのは基本的に私は賛成します。それで、先ほど説明の中に出ておりましたように、国の方も現況の中での農業情勢の変化、これによっていわゆるここでは面積の縛りと人数の

縛りがあります。したがって、農地の減少あるいは農業者の減少、こういう形で国も現況の農業委員法は見直しが必要でないかということで、ここ数年前からいろいろと話題に上がっております。したがって、近い将来にはそういう場面が出てくるとは思いますけれども、先ほど会長の方から言いましたように、いわゆる農地そのものは流動化が進んでいる。一方では改選のときに、都市近郊の地域ではやはり定数割れするというように、ちょっと農業地帯と都市近郊とちょっと格差があるのですよね。そういうことで、役割そのものは非常に微妙になってきているのです、実際は。だから、その辺を考えたときに、これからやっぱり3町の中で法定定数は抱えていますけれども、実態に沿った形で委員会で協議をしていただくということは、非常に大事だと思います。

それで、先ほども意見出ていましたように、一発でやるというのも一つの方法ですけれども、そういう意味では1年間通して継続してやる部分もあるということも十分加味しながら、委員会の方で具体的な、いわゆる法律にある程度かかわった部分がありますので、その辺を精査しながら協議した方がよりベターではないかと思しますので、その辺は努めて事務局も情報の収集に当たっていただいて、この問題というのは先ほど言いましたように、農業関係というのは非常に複雑な要素がありますので、ぜひ専門的な形の中で協議していただきたいというふうに思っております。

(内田会長)

桜井委員。

(桜井委員)

私も委員会をつくってこの話を中でもんでいただきたいというのは私も同じ意見です。その中で議会議員の部分も含めて、いろいろ新町の中でどういう取扱いをするかということも大事なところですから、私も基本的に真柄委員の意見に賛成です。

以上です。

(内田会長)

どうぞ、佐々木委員。

(佐々木委員)

要は同じ考えです。農業委員会というのは農業者のいわゆる議会だという重要な位置づけありますし、そしてまた、同じ農業委員会でも、北檜山のように本来的な農業委員会の役割を果たしているところ、また大成はまた実際は別な形もあるわけです。ですから、その辺の農業のあり方そのものにもかかわる問題ですので、そこは十分小委員会で議論してその定数のあり方を考えていただきたいというふうに思います。

(内田会長)

そのほか。どうぞ。

(平田副会長)

今、国の方で合併に絡んだ農業委員会の設置基準とか、それからここにもあるような区域とそれから農地面積、この基準の検討を今されているようです、合併との関係で。ですから、これは7月中くらいにこの案が出て、恐らく法律の改正の方向になるのではないかなというふうに思っています。それでやっぱりその辺の動向をもう少し見る必要があるのではないかなというふうな気がするのと、ここの資料で出しているそれぞれの農業委員会の任期の問題も少し絡んでくるような気がします。ですから、今こういう状況になっている中では、慎重なご意見皆さんありますので、小委員会というのを今ここで即決めてしまうよりも、もう少しこの問題については継続的な審査といいますか、そういうことで状況を見た方がいいのではないのかなと、私はそんなふうに思っています。

(内田会長)

柳田委員。

(柳田委員)

確認なのですけれども、今のご発言された方々は、議員の特例とかに関する小委員会と同じ中でおやりになるということなのか、それをまず確認をさせていただきたいと思うのですが。

(内田会長)

それは同じあれでしょう、例えば議員の……。
どうぞ。

(真柄委員)

平田副会長の方からも、そういう今新しいいろいろとこの事務に対してそういうニュースが現実にあるのでしょうか、今。新しく私たちの委員の中には入ってきているわけですよ。だから、そういうことも含めた中で、だからそういうのがなければ、同じ公職選挙の関係で同じ小委員会でいいのではないですかと、先ほどの提案はそうなのですけれども、それが今こういう状態になると、またもしかしたら違う形で国の方で規定してくるとというのが近々あるというのであれば、その辺は今言う事務局なり、それから三役の方々に扱いについて私はお任せしても構わないなと思いますけれども、それが今、平田副会長の話がなければ、ある程度きちっとした枠を決めなければならないだろうと思いますけれども、はい。それ1カ月ぐらいでわかるということであれば、私はそんな気がしますけれども。

(内田会長)

どうぞ柳田委員。

(柳田委員)

確かにいろいろな、公選法やら特例やらということを考えれば、形は似たようなものであるといえ
ば似ていると思うのですが、ちょっと私の考え方は少しだけ違ってまして、これはやっぱりおの
ずから根本的には違うものだという考えを持っているのですよ。議員の身分、それと農業に関する
ことというのは、おのずから分けて考えるべきではないのかなという考えも持っているのです。そ
のことが正しいだろうと思う気持ちは、やはりこれを分けたということも一つの、分けなければい
けない事情もあったのでしょうが、そういうこともありますし、この議員の身分といのは、やはり
おのずからかなり違う。またちょっと胸詰まったような思いがある、これから発言させていただく
機会、これは将来あると思うのですが、農業の委員の関係と議会の議員の関係を一つにまとめて
扱うということには、ご理解させていただければそれでいいことになるかもわかりませんが、
ちょっと今のところは吹っ切れないなという気持ちを持っております。

(内田会長)

今お聞きのように、柳田委員の方から議員の特例と農業委員の特例というのはやっぱり分けて議
論すべきでないかというような、そういうご意見なのです。それについてどなたかご意見ございま
せんか。そうあるべきだと思いますか。それとも……

どうぞ。

(酒井委員)

基本的には、中身を問い詰めればそういう今柳田さんが言ったとおりになると思います。ただ、
この人数で絶えず小委員会構成というのは、重複するのですね、結果的には。そうであればそれな
りにやっぱり協議する人たちは任せてやっていただくというふうにしなないと、みんながみんなあ
ちの委員会、こっちの委員会といったら結果的には同じになってしまうのですよね。だから、そ
ういう意味では二つ、中身は多少違うことはこれは歴然としているのですけれども、やっぱりその人
たちがそのことを分けてきちっと協議するというときえ、これは基本になっていると思うので、
そうすると、そんなにそんなにつくらなくてもいいのかなという気がするのですけれども、四面に
考えれば四面に考える部分ありますけれども、そういうふうに思います。

(内田会長)

いいですか。ちょっと私の方から柳田委員さんに。いわば柳田委員さんはいわゆる議員の身分と
農業委員の分離すべきだと。それは本当に違うのだというように言われましたでしょう。その議員
と農業委員会の違いというところは、どの辺がということですか。

(柳田委員)

やはり少なくともこれから先、小委員会から上がってきた時点でお話しさせていただく機会があ

ろうと思ったのですが、議会議員というのはまちそのものをという感じになっているわけです。農業委員さんも確かにいろんな産業の面、またそれが多きにそのまち、その村に貢献するという立場の中でもともとあられるわけですけれども、しかしその扱いについては、例えば農業委員さんは特例を使って1年ですよ。1年しかないですよ。議員の場合は違いますよ。そういうことを考えても、例えば小委員会をつくるに当たって、名称をどういうふうにつくるかは別にしても、その中で小委員会を一つにして別々におやりになるというのは、それは僕も何となく理解できるような気がします。しかしそれを一緒に扱うというのは、果たしてどうなのかなという気がしないでもないですよ。そこがちょっとひっかかるところで。決して絶対反対ということではないですよ。

(内田会長)

ちょっと休憩します。

(休憩) (午後2時24分)

(再開) (午後2時32分)

(内田会長)

それでは、休憩を解いて再開をさせていただきます。

それでは今、委員の皆さん方のそれぞれのご意見をお聞きいたしましたら、それぞれ小委員会に付託をして慎重にこれは審議した方がいいのではないかと。まして7月にいわゆる法の改正等も、農業委員会の見直しといたしますか、そういうものがありますので、そういうものを十分見定めながら、慎重にこれらについて審議をしていったらいいのではないかとというような、そういうご意見だと思います。そのように受け取ってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、再度お諮りをいたします。

この農業委員の問題につきましては、そうした小委員会をつくるということになれば、そうした要綱なんかもまたつくらなければならないということのものですから、先ほど言ったように7月にどのような法の改正というのがありますから、それを見きわめながら、継続審議ということで、そういう取扱いにしたらどうだということで、今こちら方で意見があります。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

農業委員の問題につきましては、これから継続審議ということで取り進めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、ここで10分間、休憩いたします。

(休憩) (午後2時35分)

(再開) (午後2時43分)

協議第8号 地方税の取扱いについて

(内田会長)

続いて日程第5、協議第8号 地方税の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

(成田事務局次長)

協議第8号 地方税の取扱いについて(協定項目8)。地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項、地方税の取扱い。調整の内容、3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 個人町民税については、次のとおり取り扱う。ア、個人町民税均等割は、標準税率を適用する。イ、納期は、瀬棚町の例による。(2) 固定資産税の納期については、大成町の例による。(3) 特別土地保有税免税点については、北檜山町の例による。(4) 入湯税については、次のとおり取り扱う。ア、税率は宿泊客に標準税率を適用する。入浴客は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併後3年間は不均一課税とする。イ、課税免除は、類似団体を参考に合併時に調整する。(5) 納税奨励金は廃止する。平成16年5月28日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第8号 地方税の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。

議案の20ページをお開き願います。地方税法の規定により町が課することができる税目として、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉾産税、特別土地保有税の普通税と、入湯税、国民健康保険税などの目的税があります。なお、国民健康保険税につきましては、協定項目20、国民健康保険制度の取扱いにおいて別途ご協議していただくこととしておりますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、個人町民税ですが、均等割税率は大成町が2,600円と他町と差があります。納期の区分は、北檜山町が3期と他町と差異があります。納期の期限日についても、各町ともに差異がありません。特別徴収は3町ともに同一となっております。個人町民税における普通徴収の均等割税率、納期の区分、納期の期限日に差がありますので、調整が必要となります。

21ページをお開き願います。法人町民税については、3町とも同一となっております。

次に、22ページの方になりますけれども、こちらの方の固定資産税につきましては、納期の区分

は北檜山町が3期と他町と差があります。納期の期限日についても各町ともに差があるところがございます。納期の区分と納期の期限日に差がありますので、こちらも調整が必要となります。

軽自動車税につきましては、3町とも同一となっているところがございます。

23ページをお開き願います。町たばこ税、鉱産税につきましては、3町とも同一となっております。特別土地保有税は平成15年4月1日より当分の間、課税停止となっております。都市計画区域がある北檜山町と都市計画区域がない大成町、瀬棚町の免税点に差異がありますので、こちらも調整が必要となります。

24ページをごらんください。入湯税の宿泊客、入浴客の税率に3町ともに差がございます。また、課税免除の適用範囲にも差異がありますので、こちらも調整が必要となります。入湯税の入浴客の税率は、観光の振興という面ばかりでなく、施設の規模や年数、さらにはそれぞれのまちにおける町民へのサービス面など、政策的な面からも決定されているところがございます。

25ページをお開き願います。その他の制度として、納税奨励金と前納報奨金について掲載しております。納税奨励金は、大成町と北檜山町が交付をしておりますが、交付内容に差異がありますので調整が必要となります。前納報奨金はその制度が違法とのことから現在では3町とも交付はしていません。

29ページをお開き願います。ただいま各税目についての違いがある部分についてご説明をいたしました。合併特例法では、合併により均一の課税をすることが著しく均衡を欠くときなどにつきましては、合併年度とその後5年間に限って不均一の課税をすることができるとされております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。地方税の取扱いについて提案をいたしました調整内容につきましてご意見を出していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

(平田副会長)

中に瀬棚町の例によるという言葉がくっついているものですから、この件についてお話ししますが、実はそれぞれ納期に違いがあります。瀬棚の場合というのは、12月末までに一つの納期を設定しているということです。1月、2月、3月については、いわゆる滞納整理期間みたいなことで、日本の今まだ古いのかもしれないけれども、年末までに納めるという雰囲気があるということもあって、それと1月、2月、3月は未納のあった分を重点的に納めてもらうという意味の期間を置いたということで、瀬棚の例というようなことがちょっとここにあると思います。

それともう一つ、納税奨励金及び前納奨励金のところで、前納奨励金についてはそれぞれ各町とも違法性があるということははっきりしていますからこれはやっていませんけれども、納税奨励金についても、瀬棚町は今年度から廃止しております。というのも、これも同じように今違法性の問題が取り上げられてきているということで、これをやめていくまちが多いというふうに思っていま

す。それで、ではこれをなくしてしまうと、町内会の一つの出資にしているまちもあるということもあって、このものそっくりなくしてしまったわけではなくて、瀬棚の場合には町内会活動のための助成ということですりかえたというふうに、納税組合にでなくて、町内会にすりかえていったという、別な基準をつくってやったということですので、その辺ちょっとご説明させていただきます。

(内田会長)

今、副会長の方からそうした瀬棚町の内容についての説明がございました。補足説明ございましたけれども、これらについて、これから皆さん方のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ただいま説明にありました調整内容について。

酒井委員。

(酒井委員)

調整内容の今言われました5番ですけれども、納税奨励金を廃止する。これは今、瀬棚さんの説明と実態は似ている部分があるのです。したがって、ここで明記されていますけれども、この部分については、できたらそういう実態に対してどのような対応できるのか、その辺ちょっと含めて、協議を中に入れてしたいなというふうに思っています。

(内田会長)

ということは、瀬棚さんがやっているように別な形の中で町内会にということですか。そういうことできないか……。

(酒井委員)

内容については今瀬棚さんが説明されたとおりだと思うのです。だから、そのことに対してどういう対応をしたらいいのかということは当然、議論になると思うのです。したがって、その結果としてその部分はどういうふうに取り扱うべきかということを含めて、その廃止の部分についての協議をできたらしていただきたいものだというふうに思っています。

(内田会長)

ですから、そういう中で、今日は協議会ですから、委員の皆さん方がどういうお考えであるのか、例えば今、瀬棚の町長さんの方からお話があったように、やっぱりそういうふうにするべきだというような、そういう協議会の中でお話をいただければ、そのような取り計らいもこれから考えていかなければならないのではないかとこのように思っている。

(酒井委員)

建設的に私の方からそれを言ったのですけれども、そういう類似した部分があれば、この辺についてはどういうふうなお考えを持っているのか、できたらお聞きしたいというふうに思います。

(成田事務局次長)

ちょっと若干事務局からご説明させていただきますけれども、納税奨励金の制度はあくまで地方税による部分が大きいのです。それで今、瀬棚の平田副会長さんからお話あったそういう町内会の助成とかは全く別な制度ということになりますので、ではこのそういう制度を今ここで協議してつくれるのかとなると、やはりこういう問題については新町の新しい町長さんの政策的な部分が非常に大きいことだと思います。それで、こういう場ではなくて、そういうことについては新町の町長さんの政策判断に任せていただくのが筋ではないかなというようなことで、私の方はちょっと考えていたところなのです。

(酒井委員)

それで結構ですから、要するにそのことに関しては、そういう部分に今移行して協議していきたいというふうに思っていたいただければよろしいかと思えます。

(内田会長)

そのほかございませんか。
どうぞ、柳田委員。

(柳田委員)

先ほど事務局からも説明ありましたように、各町違う面もあるので、今後いろいろまとめるためには期間も必要だろうということであろうと思えますので、それはやっぱりこれだけいろんな面でご苦労されたこの内容に沿って、ということではないかなと思っておりますけれども。

(内田会長)

ほかにごございませんか。大成さんの方で何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、各委員さんの方から原案のとおりというご意見がございました。それでは、そのような調整内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしと認め、地方税の取扱いについては原案のとおり決定をいたしました。

協議第9号 一般職員の身分の取扱いについて

(内田会長)

続いて、日程第6、協議第9号 一般職員の身分の取扱いについてを議題といたします。
事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

(成田事務局次長)

協議第9号 一般職員の身分の取扱いについて（協定項目9）。一般職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項、一般職員の身分。

調整の内容、（1）3町の一般職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。（2）新町の職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。（3）職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化から調整し、統一を図る。（4）給与については、国、給料表を基準とし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。なお、現職員については現級を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。平成16年5月28日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第9号 一般職員の身分の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。

議案の36ページをお開き願います。新設合併の場合には、一般職員は勤務先の法人格の消滅に伴い、失職することとなりますが、合併特例法第9条第1項の規定により、「引き続き新町の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない」と定められております関係から、合併協議会において新町の職員として引き継ぐ旨の確認を行う必要があります。また、合併特例法第9条第2項の規定では、「職員の任免、給与、その他身分の取扱いに関しては公正に処理をしなければならない」と定められている関係から、職員の任用制度、給与などについて基本的な取扱い方針を協議する必要がございます。参考といたしまして、平成16年4月1日現在の3町の職員定数と職員数を掲載させていただきましたので、後ほどお目通しを願います。なお、37ページから38ページには、職員の格付、給料表、初任給の格付、各種手当など、主なものを掲載させていただきましたが、いずれも3町に差異がある現状となっておりますので、合併時までには調整しなければならないこととなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。一般職員の身分の取扱いについて、提案いたしました調整内容につきまして、ご意見をいただきたいと存じます。

何かございませんでしょうか。

桜井委員。

(桜井委員)

(4)の給与についてなのですが、今説明も受けているとおり、各町の給与の格差があるということは、これはどのぐらいがあるのかというような明確なところはちょっと判断がつきにくいのですが、これは合併後速やかに給与の格差是正をするというような文章なのですが、合併後というよりも合併までになるべくその辺の判断を、どのぐらい是正できるかという調整が必要だと。当然するだろうと思うのですが、その辺のスピード化を図るという意味合いの中でも、今の段階でどのような格差是正をする部分が例えば幹事会の中で図られているのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

(福島幹事長)

幹事会の方でございますけれども、今の職員の処遇、給与の適正化につきましては、まだ検討していない状況でございます。これから協議会の方針に従って検討すれということであれば、それに従って検討してみたいというふうに思っています。

以上です。

(桜井委員)

わかりました。この辺は給与の問題ですから、非常に微妙な部分がありまして難しいと思うのですが、しかし基本的な部分では、同じ家の下で皆さんが仕事をするわけですから、そういう部分になろうかと思うので、そういう部分ではお互いに給与格差があるという中で仕事をするというのは大変だと思いますので、合併後という言葉ではなくて、合併するときに既にそういう是正がどのぐらいの年数でできるのか、やんわりじんわりやるというのではなくて、どういう方法がスピード化を図れるのかというのを、その辺を幹事会の方でも模索して、スピード化を図るように給与の格差是正をしていただきたいというようなことをまず1点述べさせていただきます。

(内田会長)

今、桜井委員の方からお聞きのとおり、この給与の統一、均等については、合併後というよりもむしろ合併前にきちっとやっぱり定めるべきだというようなご意見がございました。

そのほかに委員の皆さん方から何かございませんか。

(福島幹事長)

今の給与の格差の是正でございますけれども、これは大変難しい問題であります。それぞれのまちの今までの昇級等の問題もありますし、それから特別昇級等の関係もあります。あるいは渡りの問題もあります。非常に難しい問題でありまして、一挙にそれを今解決するということは、非常に難しいというふうに思っておりますが、いずれにしましても、そういうことを含めて検討しなければならない時期が来るだろうというふうに思いますし、また新しい町長の考え方によるところも大きいのではないかとこのように思いますので、そういうことを総体的に検討していかねばなら

ないのではないかと。ですから、今も合併の時期がかなり迫ってきておりまして、なかなかそれまでに手が回らないのではないだろうかという心配もございます。だからといってやらないというわけにはいきませんが、そういうような状況でございますので、大変時間的にも難しい状況にあるのではないかとこのように思っております。

（桜井委員）

私も大変難しい問題だなと思っております。私は、合併後すぐやれというのではなくて、その段取りをしておいて、どのぐらいの時間をかけてどういう方法があって、このような形でやると速やかに進みますよというような段取りをしておいてほしいという、この辺が大事だなと思っておりますので、その辺のくみ取りをちょっとお願いしたいと思っております。

（内田会長）

それはちゃんとやるのでしょ。そのようにしたら幹事会の方でね。

（桜井委員）

そういう形であれば結構でございます。

（内田会長）

はい、真柄委員。

（真柄委員）

今これは、先ほど助役の方から、新町長にという形もありましたけれども、ただ職員もこれは相当不安で合併迎えるわけですよ、そう言うけれども。今おっしゃるとおりに、今は議員定数、それから農業委員会の定数と同時に、この今数字から見てもいろんな形の新町合併という中で、お互いみんな我慢してあれしながらでもきちっと立ち上げると、職員も非常に不安でいると思っておりますので、その辺の観点からいくと、やっぱり4回なりなんなりでそういう点である程度の着眼はもうしておかなければ、スタートはスムーズに私はいかないような気がしますので、ぜひその努力をしていただきたいと思っております。

それと同時に、とにかく期待することは2番目のこれが、だれに対してこういう調整内容をするのかはちょっとあれですけども、どっちにしてもやっぱり期待するところは新町の職員数なり、それから適正管理、それからそういうものをきちっと立ち上げて新しい町を迎えるようにしていかなければならないなというふうに、私個人も思っております。調整の内容については、この表現で適当だと私は思いますけれども。

（内田会長）

大野委員。

(大野委員)

この給与に関しては、大変是正、いろんな問題がありますけれども、私は一つだけあれしておきたい問題がございます。例えば、病院部局の病院長あるいは副院長、これは各町、病院を持っていますから、その辺の是正といったってなかなか、例えば給与を下げて「先生来てくれ」と言ったってなかなかこれはすごいものだねと思うのです、私は。だから、その辺は慎重にせざるを得ないと私は思っておりますから、この調整内容については基本的に私は賛成ですから、その辺をいろいろ大変難しいと思うのです、これ。一般職の場合はある程度上限下限ありますから、調整を図れると思えますけれども、病院関係はちょっと難しいなという懸念がございますので、その辺をひとつよろしく頼みたいと思っております。

(内田会長)

わかりました。そのほかございませんか。

どうぞ、濱口委員。

(濱口委員)

合併に向けていろいろリスクはいっぱいあるのですけれども、各町長さんとか、それから各町の特別職の方々、そしてまた、我々議員の定数も任期もございます。また先ほど話題になりました農業委員会もございます。当然ここで、職員の定数管理、適正化を図るということで身分保障はされますから、当然給与の問題で合併原点にもう一回考えていただきながら、それなりの応分の負担を職員にもしていただきたい、これが基本の考え方であります。

(内田会長)

今濱口さんの方からやっぱり痛みはそれぞれ皆さんで分け合ってやるべきだという、そういうご意見だと思います。そうした中で、そういうことも含めた中で、今度幹事会の中で十分きょういただいた皆さん方のご意見を参考にしながら取り進めていっていただきたいというふうに私の方からも要請してまいりたいと思っておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

ほかにごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、各委員さんからいろいろご意見をいただきました。ここに、一般職の身分の取扱いについては、原案のとおり決定をいたしたいと。その中身については、皆さん方もさっきも言ったように、それぞれのご意見を参考にしながら、十分幹事会の中でひとつ検討していただくというふうに決定をしたいと思っておりますので、ご承認をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

ありがとうございます。

協議第12号 条例、規則等の取扱いについて

（内田会長）

それでは続きまして日程第7、協議第12号 条例、規則等の取扱いについてを議題といたします。
事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

（成田事務局次長）

協議第12号 条例、規則等の取扱いについて（協定項目12）。条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項、条例、規則等の取扱い。

調整の内容、条例、規則等の取扱いについては、合併協議会において協議された各種事務事業等の調整内容に基づき統一を図り、新町の事務事業に支障を来さぬよう整備するものとする。整備方法は、「条例、規則等の整備方針」に基づき調整を行うものとする。平成16年5月28日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第12号 条例、規則等の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。

議案の43ページをお開き願います。本協議会における条例、規則等の整備方針についてご説明をいたします。

新設合併の場合、合併関係町はすべて消滅するため、各町における条例や規則などは効力を失います。このため、新町において必要となる条例、規則などは、新たに制定し、施行することとなりますが、その際、条例、規則等の取扱いについては、整備方針に基づき例規整備を進めていく必要があります。

条例、規則等の施行による区分の一つ目といたしまして、合併と同時に町長職務執行者の専決処分により即時制定をし、施行するものであります。

これに該当するものとして、法令により必ず設置する必要のあるものやこれに準ずるもので、空白期間が許されないもの。また、新町の組織及びその運営、職員の勤務条件に関するもの。さらには、公共施設の設置・管理・手数料など住民サービスにかかわりのあるものが該当となります。

二つ目には、合併後に一定の地域に暫定施行する条例、規則等であります。これは旧町の条例、規則などを、新町の条例、規則などが制定されるまでの間、新町の条例、規則として暫定的に引き続き施行するというものでございます。

これに該当するものとして、3町の制度に差があり、新町スタート時において統合が

困難なため、合併後に新町長のもと統合案を決定し、議会に提案するものや、いずれかの町だけの条例、規則などであり、新町において町内全域に適用させるかどうかの政策的判断を要するもの。さらにはこれまでに適用されていた条例、規則を整備するまでの間に施行するというものでございます。

三つ目は、合併後に逐次制定し、施行するものであります。議会議員に提出権があるような条例、規則など、合併後に招集される議会において提案する条例や、合併後に設置される選挙管理委員会などの規則、さらには新町の町長の政策判断などにより事務事業を町内全域に適用させるものがございます。

44ページをお開き願います。平成16年4月現在の各町の例規集に載っております条例、規則、規程、要綱、「その他」というのは要領などがございますけれども、それぞれに区分して掲載しております。条例、規則を除く規程や要綱などにつきましては、その町の判断によりまして、実は例規集に記載している場合や、制定はされておりますが、例規集以外で別途補完している場合もございますので、数の多少はちょっと比較にはならないと思います。それで、例規集に記載されていない規則、規程、要綱、要領などの洗い出しにつきましては、実は事務事業の調整に合わせまして、専門部会において現在、作業を進めているという状況でございます。

45ページをごらん願いたいと思います。条例等の整備方法と条例制定までの一連の流れを、フロー図として掲載をさせていただきました。区分図の上側のフロー図をごらんください。

3町において現在、施行している条例は、整備方針に基づき、「専決処分する条例」「暫時制定する条例」「逐次制定する条例」に分類をいたします。

専決処分する条例は、新町の職務執行者により合併時に施行し、新町が設置された最初の議会に報告されることとなります。

暫定施行する条例は、新町発足後も引き続き旧町の条例を施行することとなりますので、施行期日に応じまして、最初の議会またはそれ以降の議会に提案することとなります。

逐次制定する条例は、新町の町長の政策判断にかかわって制定されます条例と議会が定める条例がありますが、施行期日に応じて、それぞれ最初の議会またはそれ以降の議会に提案することとなります。

区分図の下側のフロー図をごらん願いたいと思います。合併に伴う例規整備の手順を、こちらの方に掲載をさせていただきました。

初めに、「既存例規の整備」といたしまして、各町の関連例規の洗い出しを行いまして、例規の一覧表を作成することとなります。次に、例規の調整、検討といたしまして、3町の例規を比較できる比較表の作成を行うこととなります。次に、例規原案の調整、検討といたしまして、事務事業の調整内容などに基づきまして新町の例規原案の作成を行うこととなります。この段階までが仮例規と言われる部分でございます。

次に、審査といたしまして、3町の事務事業担当者などによりまして、国の法令、道の法令と新町の条例、規則、規程などとの整合性を図ります。最後には総合的に点検を行いまして、原案の修正作業、再調整を重ねて原案を決定することとなります。決定された原案は最終調整としまして、

専決処分する条例、暫定施行する条例、逐次制定する条例の区分に整理するとともに、例規番号を付与することとなります。新町スタートまでの最終作業といたしまして、新町スタートに合わせ、職務執行者の専決処分により条例の公布、職権による規則の公布などを行って、最終的には条例などの効力を発生させることとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。条例、規則等の取扱いについて提案いたしました調整内容につきまして、これから皆さん方のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

柳田委員。

(柳田委員)

このことにつきましては、やはり法令というものに基づかなければいけないということが大事だと思います。ということを考えれば、やはり旧町の合併した今後にいわば決して損はさせないというか、お互いによくなろうというようなつくり方をさせていただかねばいけないとなれば、やはり専門家である方々にお任せという形で、その審査審議の段階ではやはり議会に提出することになるでしょうから、そのときにじっくりとその内容を見せていただくということではよろしいのではないかなと、我々で今現時点でできることはそれぐらいしかないのではないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(内田会長)

わかりました。今、柳田委員さん言われるとおり、これは本当に大変な、そう一朝一夕にいかないわけですから、十分に専門家の意見を参考にしながらこれをやっていただくということでございます。したがって、これらについては、やっぱり将来まちの大きな一つの例規でございまして、重要な例規でございまして、やはり十分慎重にこれはやっていかなければならないというふうに思っております。そういうことの中で、そのほかに皆さん方のご意見がございましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「今の考え方に賛成です。」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

そうですね。そのほかございませんか。

酒井委員。

(酒井委員)

中身についてはそれぞれ合併前の時点で整合性ができるもの、それについてはやっぱり十分に精

査しながらやはり3町の中で調整がどうしても必要だという部分については、今言われたように最終的な判断を仰ぐと、こういう形になるかと思えますけれども、そんなことでよろしいのではないのでしょうか。

(内田会長)

当然これは決まりましたら、議会の承認等も必要でございますので、十分これらについては慎重に取り進めてまいりたい。したがって、皆さん方それぞれご意見がございましたけれども、この条例、規則の取扱いについては、原案のとおりということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、そういうふうに原案のとおりということで決めさせていただきたいと思えます。

協議第15号 慣行の取扱いについて

(内田会長)

続いて日程第8、協議第15号 慣行の取扱いについてを議題といたします。
事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第15号 慣行の取扱いについて(協定項目15)。慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。平成16年5月28日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第15号 慣行の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。

議案の50ページをお開き願います。まず初めに、慣行というのは実は国語辞典を見ますと、ならわしとして行われること、習慣として行うこととなっております。自治体におきましては、町民憲章、町の花、町の木など条例により定められているものや、特に定めはございませんが、行事として定例的に行われているものがこれに当たると思えます。

まず初めに、町章につきましては、3町ともごらんのとおり制定をされているところでございます。町民憲章につきましては、制定年月日に違いはありますが、地理的要因や歴史的な背景を踏まえた中で3町とも制定されているところでございます。

51ページをお開き願います。町の花、町の木は3町ともに制定をしております。町民の歌は北檜山町が制定をしております。町の鳥は瀬棚町と北檜山町が制定をしております。宣言につきましては、大成町と北檜山町が制定をしております。行事につきましては、新年交礼会は北檜山町が実施しております。成人式は実施月日に違いはありますが、3町とも実施をしているところでございます。

町の表彰式は11月1日実施が大成町と瀬棚町、11月3日実施が北檜山町となっており、3町とも

に実施をしているところでございます。表彰は3町ともに町表彰を設けておりますが、町表彰の種類として、大成町が栄誉表彰の規定を設けているところでございます。優良勤労青少年表彰は大成町が設けておりますが、北檜山町は教育委員会表彰の中に優良勤労青少年表彰の規定があるところでございます。名誉町民顕彰は大成町と北檜山町が設けております。教育委員会表彰は3町ともに設けているところでございます。

キャッチフレーズにつきましては、北檜山町が設けているということでございます。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

ただいま説明が終わりました。慣行の取扱いについての調整内容につきましては、任意協議会では協議を行っておりませんので、本協議会で調整をしてまいりたいと思っておりますが、この調整内容についてであります。先ほど事務局から説明いたしました55ページの調整内容の例示を参考にしながら調整を図ってまいりたいと存じますが、そのように進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、例示を参考にしながら調整内容について協議をしていただきたいと思います。そこで協議をスムーズに進めていくため、調整内容の原案を書き込んだ用紙を事務局で用意しておりますが、それを委員の皆さん方に配付をしたいと存じますので、よろしいでしょうか。

それでは、配付をいたさせます。

(用紙配付)

(内田会長)

ただいま皆さん方に配付をいたしました慣行の取扱いについての調整の内容でございます。いろいろこれに対してそれぞれ皆さんの中からご意見をいただいて、この内容についてまとめてみたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

慣行の取扱いですが、これは一つは、町章、町民憲章、町の花、町の木、町の鳥の取扱いについては、新町において新たに定める。2番目の町の歌については、合併後必要に応じて制作をします。旧町の歌については、そのまま旧町の歌として存続するものとする。3番目は宣言慣行行事は、新町において新たに定めると。4番目は、表彰制度については合併後新たに定める。ただし、現在の名誉町民については、旧町の例により新町に引き継ぐ。5番目のキャッチフレーズ等については、新町において新たに検討するというようなこの5項目が慣行の取扱いについての調整の内容でございます。これらについて皆さん方からご意見があればお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

柳田委員。

(柳田委員)

1と3と5は新町において新たに検討するとか定めたりするということですから、今すぐでなくてもいいのだろうということではっきりしていますけれども、今これをいろいろと考え方を言えと言われても、なかなかそこまでいかないような気がするのですよね。時に専門部会とか幹事会ではこのことについて、参考までに何かなかったのでしょうか。この調整内容は調整内容として、具体的に我々に教えていただける何かがなかったのでしょうか。

(成田事務局次長)

実は、この慣行の取扱いについては、幹事会の議案も通していない中で、実は事務局原案で出させていただいたということでご了解を願いたいと思います。

それで、まず初めの町章、町民憲章、町の花、町の木、町の鳥の取扱いについてですが、これにつきましては当然、各町で定められているということですので、何か新しい町になったとき、3町の住民の人方で例えば小委員会みたいなのを設けて、ひとつ工夫しながら定めたらよろしいのではないのでしょうかということで、このような形で出させていただいたところです。

あと、町の歌については、合併後必要に応じて制作するとございますけれども、例えばこれを想定したのは、新町がスタートして10周年記念とか20周年記念でございます。そういうときにひとつ一体感を設けるということで、町の歌を必要に応じて制作したらいかがかなというようなことで考えておりました。

あと、宣言、慣行等については、当然新町をスタートした段階で、こんな宣言をするというのはなかなか難しいと思います。恐らく3町の住民の方々が一体になった中で、このまちはこの宣言をした方がいいのではないかとかというような、当然話し合いの場が出てくると思います。また、慣行の行事は、新町になった段階で考えていけば済む問題かなというようなことでございます。

あと表彰制度につきましても、これについては表彰の基準日もございますし、合併後に表彰の審査委員会等、そういうものを定めながら新たに定めていかなければならない事項かなというようなことで考えております。キャッチフレーズ等についても、新町において新たに検討するということで、これは定めるではなくて検討するということで表現をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(内田会長)

柳田委員さん、どうですか。ご理解いただけましたか。

真柄委員。

(真柄委員)

これはいずれにしても、まず新町名が決まらないと議論できない内容も結構入っていますし、

それからただ、これは考え方によっては町章ぐらいはきちっとした新町に先立ってつくるべきでないかという意見も多分当然出てくるでしょうし、その辺を含めてまずこれは課題として私ども今提案受けましたけれども、まず新町の名前をきちっと決めて、その後でまた議論していく方がいいのではないかなという気は、こういうのをいずれは決めていかなければならないと思いますけれども、まずそこが先ではないかなという気が私は個人的にしているのですけれども。

(内田会長)

今、新町の名前がまず先決だと。新町の名前が決まってからこういう慣行を取り扱った方がいいのではないかという真柄委員のご意見でございますけれども。

酒井委員。

(酒井委員)

今の話の中でちょっと強調したと思うのですけれども、町章、これはやっぱり合併時点で間に合えず一番理想でないかなという気がするのですけれども。その辺を全体の枠組みの中からそれだけ先行してやるという考え方ができないかどうか、ちょっと。

(内田会長)

町章をですか。

どうぞ。

(成田事務局次長)

実はこれ、合併先進の市町村の中でも、やはりこの町章に関しては合併前に制定しているまちもございます。それで、これはあくまで事務局原案でございますので、例えばこの町章を合併前に、合併時に制定するとなれば、その表現は委員の皆さんが了解していただければ、幾らでも変更は可能だということで、確かに今ご質問ございましたとおり、町章につきましては、合併時につくっているまちもたくさんございます。

以上でございます。

(内田会長)

桜井委員。

(桜井委員)

今の酒井委員さんの話も、私もそうなのですが、町章に関してはやはり新町の名前が決まった上で、そのイメージの中でどんな町章がいいかというような話になろうかと思います。私もできれば合併時に町章だけできていれば結構かなと。ほかのことに関しては、その物に応じながら後から対応していけばいいのではないかなと思っています。方法としてはいろいろあろうと思いますけれど

も、それについてはまた皆さんのご意見の中で決めればいいのかと思います。

(内田会長)

そうしますと、それぞれやはり皆さん方のご意見を承りますと、やはりきちっと町名、そしてまた町章をやはり早目に定めるべきだというご意見でございます。

そこで、先ほどの冒頭の花田委員長さんの方から報告がありました町名の問題でございますけれども、これらは公募という形でございますが、これが公募の期日を8月10日までの40日間ということでございまして、できればこれが決まり次第、小委員会の方でも議論をしていただいて、また協議会の中でも検討していただいて、なるべく早目に町名を決めていただくと。そうした中で、順次今言われたようなこれからの作業に進んでいった方がいいのではないかなというような、そういう気がします。

石川委員。

(石川委員)

町章に関してですけれども、今たくさんの方の作業が新しい町が発出するためにあるのですよね。それで、新しい町が決まって、さあスタートしましたよという後に、公募や何か、またちょっとした委員会などを設けて、最初に仕事にしていくという考えはどうでしょうか。その前に決めないで。

(内田会長)

町章は町名が決まった後で、合併して後からですか、また公募をして……。

(石川委員)

スタートをして、さあ新しい町がスタートしましたよ。町章はどうしましょうか、という方がまた若い年代から上の年代まで、みんなで一つになって新しい町の仕事をする、第1番目の仕事にしたらいいかと思うのですけれども、どうでしょうか。

(内田会長)

今石川委員さんの方から、今お聞きのようなご提案が……。

佐々木委員。

(佐々木委員)

私はどっちにしても、今の段階でどんなまちになるのか全然先が見えていない。そういう中でこういう議論というのは、ちょっといかなものかなと。もし、いずれにしても、そのまちのイメージが今まだ全然出てこないわけです。それで、基本は新町でそのことについて検討すると。町章については新町のスタートと同時にあってそれはいいと思うのです。それにしても、もうこの合併ということがはっきり明確になった時点でその作業を進めても、決して遅くはないんでないかなと、

そういう感じします。

(内田会長)

今、佐々木委員の方は、合併がまだ明確にあれしないと。だから、その方針が決まってからでいいのではないかと、そういうご意見でございますけれども、何かそれに対する……。

はい、どうぞ。

(中山委員)

たくさん委員の方に重複するのですが、やはり私も新町のまちができて、やはりこのシンボルマークですから、やっぱり多くの人のご意見を聞きながら、もう将来このマークというのはこの新町はこのマークでもうこれからやっていくわけですから、これはやっぱり新町がめどがついて合併してから、やはり多くの人の方のご意見を聞きながら、やった方がいいと思います。

(内田会長)

ほかにございませんか。

中島委員。

(中島委員)

まちの名前ができます。そうすると、イメージもいろいろ出てくると思うのです。そのときにやっぱり町の印というのはスタートするときにあった方がいいわけです。ですから、町名が決まってから、8月の何日ですね。その後、いろんな募集をして、公募して、その中から選んで、新町がスタートすることに間に合うようにしてもらいたいなど、そういうふうに思っています。

(内田会長)

今それぞれご意見がございました。これらについてひとつまた、非常にちょっとどういうふうに調整したらいいのかと迷うわけですが、副会長さんあたりのご意見ございませんか。

(道高事務局長)

事務局ということで振っていただきまして、私が今考えていますのは、まず委員さんのいろんなご意見、これは本当に合併当日同時にということで意見もありましたけれども、なかなかこのスケジュール的に考えてみますと、先ほど言ったように来年の9月1日ということが目標でございます。ですから、その間に結局決めなければならないと。それで、私は考えていますのは、やっぱり先ほど委員さんからあったように、誕生と同時に結局必ずなければならないのかという問題があるわけです。当然にその後記念式典だとかあります。ですから、そういう時間の中でそれまでに、記念式典のときにそういうセレモニーとしてじっくり時間をかけて新しい町民の気持ちの名で募集させていただきながら、決めさせてもらった方がいいのかなという、それが、事務局の中でこれが作業に

なりますと、9月、8月以降になりますと、大変なのかなというふうにちょっとありますので、その辺今私が考えているのは、ちょっと時間を置いて、やっぱり誕生と同時にそういう募集をしながら、そして記念式典までに決めさせてもらおうと。そして、そこで公開するという形がいいのかなというふうに思っています。私の考えでございます。

(内田会長)

柳田委員。

(柳田委員)

今たくさんの方からご意見出て、いろいろなお話があったと思うのですけれども、今こう言われてもなかなか思いがつかない。思いとかどういう名前がいいのか、どういう町章がいいのかということも思いつかないということになれば、やはりそれが現実的に新町発足と同時に間に合うかどうかは別にしても、とにかく今小委員会をもって町名を決めようと思って頑張っている最中なので、それに向かって皆さんがそれぞれまたお考えを新たにして考えていただいて、その町名が決まったときに、また事務局も一緒になって皆さんがお考えになって、そっちの方に向かって進むということも一つの案として、このままだったらいつまでたってもいろいろお考えがあって、結びが大変でないのかなと思いますので、そういうことでいかがなものでしょうか。

(内田会長)

いろいろ皆さんからご意見いただきました。佐々木委員さんの発言の中では、まだ新町の方針といますか、どういうまちになるのか、まだそういうものが全く示されていないので、そんな中で町名だとか町章だとかを言っても終わりでないかというような厳しいご意見でございましたけれども、私はやっぱりこれらについてはきょう、建設委員会も決めていただいたので、これらについては、これからの新町の建設というのは、一番それぞれ3町の町民の皆さん方が等しくとにかく関心を持たれる大きな問題だと思うのです。ですから、これらについては、やはりこれから委員の皆さん方も含め、そしてまたこれも委員の皆さんだけでなくてして、こうした情報というのをそれぞれの町民の皆さん方に逐次お知らせをし、また町民の皆さん方からのそういう声も聞きながら、これは慎重に進めて、なおかつ早く進めてまいらなければいけないのではないかと。そういうことによってそれぞれこれからのいわゆるスケジュールが決まっていくのでなからうかと。

今のところまだ4回目でございますので、本当に順番的にいって、どれから先にやっていいのかということもあると思いますけれども、それらをあわせてこれからも進めていきたいと。ですから今、きょう発足をいたしましたいわゆる建設計画委員の皆さん方にも、これからそうした意味でもきょう、皆さん方のご意見を聞いていただいたわけですから、それらについても十分胸におさめながら進めていっていただきたいというふうに考えております。これらについては、卵が先かニワトリが先かというようなことで、非常に難しいと思いますけれども、それらについてはこれからも十分慎重に協議していきたいというふうに思っておりますので。

(平田副会長)

この町章なくても、まちというのは運営できてきたので、今この合併というどさくさ紛れのときに、この大事なこれから百年、200年続くものが、そういうものを決めるのにやっぱり新しいまちになってゆっくりと中身検討してもらって、議論して決めていっていいのではないかなと。ですから、慣行の取扱いの事務局案というのは、こういう形でいいのではないかなと、そんな気がしませんけれども。

(内田会長)

大成の副会長さんどうぞ。

(花田副会長)

まとめ方としてやはり、委員さんにそれぞれの多様な意見があるときは、一応提案は提案として受けて、その継続審議というのが私は妥当な選択だろうと、こう思います。皆さんもやっぱりそれぞれのお立場でやはり代表してここに臨んでいるわけですから、これを持ち帰って、やっぱりこういうことまで今していますということもまた、住民の皆さんの声もまた私たちはこの場に届けるのが任務でもありますから、私はそういう意味で、提案を受けたことを受けて、これは継続。そうすると皆さんの思いがずっと続いて、いろんな立場でこのことをまたお考えついでと、私はそれが妥当だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(内田会長)

では、私の方からも。私もちょっと意見なのですけれども、今、大成の町長さんの方から、継続審議というふうに慎重にやっていったらいいのではないかというご意見がございました。私もそれは確かにいいと思うのですけれども、ただ、では難しい問題を継続審議、継続審議といって後に残した場合に、それは詰まるわけですよ。そうすると、これは時間が十分あればいいのですけれども、時間が限られているわけですから、果たしてその継続審議をためて、後でもう管が詰まってどっちもにっちもさっちもいなくなってしまうというような事態になる恐れも大変にあるのではないかと。ですから私は、確かにそうなのです。継続審議も自由ですけれども、できることであれば、やはりそうした面については、難しい問題から先に解決をしていっていただきたいなというふうに私はそういうふうに思うわけでございます。

そんな中で、本当にそれぞれ皆さん方が、いろいろの意見、私は本当にきょう4回目ですけれども、回を増すごとにそれぞれ白熱したいろいろ皆さんのご意見がいただいているということで、大変いいのではないかとというようなそういう気がするわけでございますけれども。今これ、先ほど瀬棚の副会長さんの方からお話がありましたとおり、この慣行の取扱いについて、調整の内容については、まずこの原点としてこの五つをどう原点とし、これを十分さっき言われたような皆さん方のご意見を慎重にこれに討議をしていったらいいのではないかとというようなご意見がございましたの

で、これらについていかがでしょうか。皆さん方のご意見を賜りたいと思いますが。

大野委員。

(大野委員)

慣行の内容の調整でありますね。これは、あくまでも私は基本的に賛成でございます。ということは、新町ができるわけですから、その中で制定、選定をやればいいのではないかな。今すぐやる、あるということは、まちのイメージもあるだろうし、名前も決まっていないのに、急げ、急げとやると思ったら無理だと。だから、新町でこれは制定、あるいは選定をやった方がいいのではないかなと、私の意見でございます。

(内田会長)

ほかにございませんか。

酒井委員。

(酒井委員)

理想的に言うと、いろいろなここに出てくるのですね。実際の話。ただ、先ほど考えたのは、あくまでもその町章というのは、どの時点であった方がいいのかなと、便利なのかなという、その時点がやはり本当に欲しいなという気がするのです。ですから、流れとして、もう早くこれは決めなければならないというのではなくて、最低限必要な時期というのはいつなのかなと、そういう辺を一つの目安にしながら、必要なものは必要なときとして考えた方がいいのではないかというふうに思うわけです。それから逆算しますと、やはり合併前からそれを協議していくのか、合併してから協議するのか、おのずからわかってくるだろうというふうに思っています。

(平田副会長)

町章と町民憲章というのは親戚みたいなものだから、これ町章だけぼっと先に走って行っていくのはどうかと思うのです。やっぱりなるならば、町章と憲章、これが一体化していかなければならぬので、相当な中身の問題だというふうに思います。

(内田会長)

真柄委員。

(真柄委員)

意見はみんなそれぞれ、そんなに僕ニュアンス的には違わないと思う。今おっしゃるとおりで、私もどうせやるのであれば、今言う町章と町民憲章はダブルで、少なくとも新しいまち立ち上げるときに、こういう形で今つくり上げたまち、この委員全体としてのまちの大体の像というのはできるわけですから、少なくともやるのであれば、その二つはきちっとした形の中でつくり上げなけれ

ばならないだろうし、そのものも含めまして、先ほど言ったように、やっぱり新町名をまずつくるという段階で、でき上がった段階で再度私これは提案していただいて結構だと思うのです。そういうきょう、問題提起がされましたので、個々に私たちも含めて考えていきますけれども、それで、もしできて、そういうことによってある面で全部の新町ができるなら全部新町にというより、やっぱり住民がある意味で一致するという意味でいったら、憲章も町章も果たしてスタートと同時にあった方がいい場合も考えられるわけですから、それを含めて、新町の名称が決まった段階で再度提案していただきたいなと私は思います。

(内田会長)

わかりました。ほかにございませんか。

齊藤委員。

(齋藤委員)

まだ合併の事務局はわかっておりますけれども、3町の作業部会というか、これはまだ一生懸命やっつけていってやるのでしょうか。各町5名か6名ずつやっていたね。各町の課長さん方、それから作業部会の方々、あるいは幹事会の方々も、これはいろいろ期間もありましょうけれども、いろいろ検討を始めて、本当に皆さん方の英知、私信頼しますので何点か出してくださいよ、それ。なかなか今どうのこうのやるのは大変ですから、その辺ある程度いい案がありましたら、出していただきたい、検討していただきたいと思います。

(真柄委員)

再提案でよろしいでしょう。これね。今きょうどうこうと言ったってどうしようもないでしょう。そういうことでどうでしょうか。

(内田会長)

いや、まずそうしますと、いろいろ皆さん方のご意見いただきました。そこでちょっと私の方から皆さん方にお諮りしたいと思うのですけれども、今の慣行の取扱いについては、ただいま皆さんからいろいろご意見をいただきました。そうした中で、まずこの5点をいわゆる調整内容とし、きょういただいた皆さん方のご意見をやっぱり慎重に受けとめて、それらをいろいろ皆さん方のご意見というものを十分参考にさせていただきながら、これらについて取り進めてまいりたいというふうに、そういうことでいかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

佐々木委員、よろしいですか。

(佐々木委員)

新町になったからといって、すぐそこで新しいまちが作られるものでないですよ。これは歴史を通じていろんな形態が作られていくのであって、その過程の中で考えればいいことだというふうに思うのです。ですから、この調整内容で進めてください。

(内田会長)

わかりました。ありがとうございました。

それでは、そのほかにございませんか。もう最後でございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、以上を持ちまして本日の議事日程に上げられました協議案件を終了いたします。

協議の閉会の前に皆さん方にお諮りをしたいと思います。

6月に開催する合併協議会の日程についてであります。第2週目の金曜日となります6月11日の協議会については、次回に提案する協議項目の資料調整と、いわゆる時節柄、各町の定例町議会が開かれるなど、何かと多忙な時期ということになりますことから、6月11日は開催しないことにし、次回は第4週の金曜日、6月25日に協議会を開催いたしたいと存じますが、よろしいかどうかお諮りをしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご異議がないようですので、次回の協議会を6月25日、瀬棚町を会場にして開催をしてみたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

閉 会

(内田会長)

それでは、本当に今日は皆さん方、大変お忙しい中長時間にわたっていろいろとご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。先ほど申し上げましたとおり、回を重ねるごとに本当に白熱してまいりました。大変な皆さん方のご意見をいただきまして、本当にこれからのこの協議会も、私はやっぱりうまくいくのではないかとこのように期待をしているところでございます。どうかひとつ今後とも、皆さん方の特段のご理解とご協力をお願いを申し上げまして、本日の閉会のごあいさつにかえさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

(午後 3 時 5 1 分)